

意見書案第3号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり提出します。

平成29年9月21日

提出者	日進市議会議員	萩野	勝
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	小屋	登美子
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	山田	久美

提出先	衆議院議長	殿
	参議院議長	殿
	内閣総理大臣	殿
	総務大臣	殿
	財務大臣	殿
	国土交通大臣	殿

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、経済・社会活動を支える社会基盤施設として、市民が安全で安心できる生活の実現に向けて、計画的に整備・維持管理することが重要である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（道路財特法）の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%までかさ上げされているが、この規定は平成29年度までの時限措置となっている。

日進市においては、政令指定都市名古屋市と中核都市豊田市の両都市に隣接しているという地理的条件もあり、通過交通が多い状況にある中、いまだ未整備の道路が多く、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、交通事故の削減や、災害時における救援物資の輸送路の確保など、多くの課題を抱えている。

道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備事業の推進により、地域の活性化を図る必要がある。よって本市議会は国に対し、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

愛知県日進市議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
国土交通大臣	殿